

# 令和元年度（公財）愛知県国際交流協会 国際交流推進事業費補助金（第3回）募集のお知らせ

- 募集期間：令和元年10月1日～同年10月31日（必着）
- 対象事業実施期間：令和元年12月1日～令和2年3月31日

## 1 補助対象団体

次の要件をすべて満たす民間国際交流団体及び国際交流活動に取り組む民間の非営利団体（実行委員会を含む）

- （1）愛知県内を活動の中心としている団体であること
- （2）全国組織の支部である場合は、当地域の支部が独自性を持って活動している団体であること
- （3）団体として、組織が確立しており、会計が明確かつ適正に処理されている団体であること
- （4）原則として、過去に活動実績があること

## 2 補助対象事業

補助の対象となる事業は、愛知県内で令和元年12月1日～令和2年3月31日に実施される事業であって、次のいずれかに該当するもの

- （1）地域住民と外国人との交流事業
- （2）地域住民の国際理解推進のための普及啓発事業
- （3）在住外国人に対する支援等、多文化共生社会の実現に資する事業
- （4）その他、地域の国際交流の推進に寄与すると認められる事業

※同一団体への補助は同一年度につき一事業のみです。

※同一事業又は同一団体への補助は2年度連続しては行いません。

## 3 補助対象とならない事業

- （1）県又は県関係団体から補助金等が交付される事業
- （2）総事業費が概ね200万円を超える事業
- （3）営利を目的とする事業
- （4）団体の会員等、特定の参加者を対象とした事業
- （5）特定の企業の広告につながるおそれのある事業
- （6）特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれのある事業
- （7）公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある事業

## 4 補助金額

補助対象経費の2分の1以内で、10万円を上限とします。（ただし、事業の内容や全体の申請件数などの事由により、減額あるいは補助できない場合があります。）

## 5 補助対象経費

<主な補助対象経費の事例>

- 報償費：講師、講演者、通訳等の謝金
- 設営費：会場設営費、装飾費
- 賃貸料：会場・備品借用費、車両借用費
- 印刷費：チラシ、ポスター等の印刷代
- 通信費：文書等の送料

※国又は地方公共団体等から補助金等が支給される場合は、その補助金等相当額を補助対象経費から控除します。

※外国との交通費、飲食代、個人の持ち物になりうる物品購入費、寄付金、団体の運営経費は補助対象経費から控除します。

### 補助金の申請方法

次の補助金交付申請書及び添付書類を令和元年10月31日(木)必着で提出してください。補助の可否及び補助金決定額については、審査委員会により決定し、11月末頃に書面で通知する予定です。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号) ※申請団体の概要、事業計画書及び収支予算書含む
- (2) その他の添付書類
  - ①団体の規約(会則等)、②団体の構成員名簿、③団体の前年度収支決算書

☆補助金の詳細については、当協会のウェブサイトをご覧ください。

☆補助金交付申請書は、当協会のウェブサイトからダウンロードをお願いいたします。

当協会ウェブサイト 補助金案内ページ

<http://www2.aia.pref.aichi.jp/kikaku/j/joseishien/hojokin.html>

申請先・  
問合せ先

公益財団法人愛知県国際交流協会 総務企画課企画情報担当

住 所：〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎内

電 話：052-961-7903(直通)

F A X：052-961-8045

Eメール：joho@aia.pref.aichi.jp

開館時間：月～土 10:00～18:00

(金曜日は20:30まで)